

令和2年度第5回
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和2年9月23日（水）

令和2年度第5回東大和市個人情報保護審議会

1 日時

令和2年9月23日（水）午前10時00分～11時00分

2 場所

東大和市役所会議棟第4・5会議室

3 出席者

(1) 審議会委員

会 長	田村 茂	出席
職務代理者	池田 陽子	出席
委 員	東口 正美	欠席
委 員	古庄 野火	欠席
委 員	鈴木 清一	出席
委 員	奥田 真由	出席
委 員	横山 昌明	出席
委 員	関田 賢治	欠席

(2) 市長

市 長 尾崎 保夫

(3) 事務局出席職員

総務部 阿部部長
文書課 加藤課長、吾郷係長

(4) 説明員

諮問1 情報管理課 山田課長、小島係長
諮問2 秘書広報課 五十嵐課長
諮問3 生活福祉課 川田課長、田中係長

4 議題

諮問案件

- (1) 財務会計システムの更新に伴うサーバ設置場所の変更について
- (2) 市の新たな情報発信手段の追加に伴うオンライン外部結合について
- (3) 日常生活支援住居施設における支援事務の委託について

5 会議の公開

会議は公開により行った。傍聴者はなし。

6 審議会への提出資料

説明資料（事前配布）

- (1) 諮問事項の帳票
- (2) 補足資料

1 開会

○阿部部長 おはようございます。本日、傍聴はございません。定刻となりましたので会議を始めさせていただきます。会議に先立ち、委員の出席状況を報告いたします。

○加藤課長 委員8名中、欠席3名。よって会議は成立しております。よろしくお願いいたします。

○阿部部長 ありがとうございます。

2 市長挨拶

○阿部部長 続きまして市長より、挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○尾崎市長 皆さん、こんにちは。市長の尾崎でございます。本日はご多忙のところ、東大和市個人情報保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今般、大手通信事業者が展開する金融サービスを利用して、悪意ある者が不正にお金を引き出す犯罪について報道されたことは、記憶に新しいことです。スマートフォンやインターネットを活用したサービスは、市民生活の利便性向上に大きく寄与する一方で、目に見えない情報漏洩のリスクが潜んでいる可能性があるため、様々な視点から確認し、事前に対処することが必要であると考えております。当市におきましても、事業の実施に当たっては個人情報を取り扱う事務が年々増えております。委員の皆さまにおかれましては、個人情報保護事務の適正な運営のために、引き続きのお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。新聞でもありますけれど、新しい内閣ができて、デジタル庁ということでもあります。そういった意味でも、情報の取り扱いがどうなっていくのかということが非常に気になるころでもございます。これからも、委員の皆様方には、いろいろな面でご尽力をいただくこととなるかと思っておりますけれども、重ねてお願いを申し上げます。さて、暑さも峠を越え、朝晩の涼しさから秋の気配を感じるが多くなりました。季節の変わり目に際し、体調管理にはくれぐれもお気をつけいただきたいと思っております。本日は、よろしくお願いいたします。

3 審議会への諮問

○阿部部長 ありがとうございます。次に審議会の諮問に移らせていただきます。新型コロナウイルスの感染症の拡大防止の観点から、読み上げのみを行うことといたします。諮問書につきましては、会長の席の上に置かせていただきました。内容につきましては、皆様方のお机のところに、配布させていただいた資料と同じものがございますので、ご確認をお願いいたします。

○尾崎市長 それでは、会長に提出いたしました諮問書です。諮問書。東大和市個人情報保護審議会会長殿。東大和市長、尾崎保夫。個人情報の取扱いについて、貴審議会に諮問いたします。諮問事項につ

いては、事務局より説明をいたします。よろしく願いいたします。

○阿部部長 ありがとうございます。諮問事項につきましては、私の方から後ほどさせていただきます。なお、市長は他の公務のため、ここで退席をさせていただきます。ご了承のほど、よろしく願いいたします。

○尾崎市長 よろしく願いいたします。

○阿部部長 諮問事項につきまして、読み上げます。(1) 財務会計システムの更新に伴うサーバ設置場所の変更について。(2) 市の新たな情報発信手段の追加に伴うオンライン外部結合について。(3) 日常生活支援住居施設における支援事務の委託について。以上3件でございます。それでは、この先の会の進行につきましては、会長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

4 諮問案件の審議

諮問 1

○会長 それでは、令和2年度第5回東大和市個人情報審議会の審議を始めさせていただきます。まず、諮問(1)「財務会計システムの更新に伴うサーバ設置場所の変更について」審議を行います。担当課の説明を求めます。

○山田課長 着座にて失礼いたします。情報管理課長の山田と申します。本日は、大変ご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。諮問させていただく内容の概要でございますが、審議会諮問書をご覧ください。1の諮問事項該当条項でございますが、条例第43条第2項第2号でございます。内容につきましては、個人情報保護制度の運用に関する重要事項に掲げるもののほか、審議会に諮ることが適当と認める事項に該当いたします。2の諮問の内容でございますが、現行の財務会計システムにつきましては、令和2年9月に契約期間が満了となります。現行システムのサーバ等の機器につきましては、庁舎内のサーバ室に設置してございますが、今回のシステム変更に伴いまして、業者のデータセンターにサーバを設置するクラウド型を予定してございます。サーバとの通信においては閉域網であるLGWAN、いわゆるLocal Government Wide Area Network、この略で、総合行政ネットワークという閉域網を利用いたしますため、高いセキュリティレベルを担保することが可能でございますが、サーバ内に保存されておりますデータが庁内から外部データに変更となることから、今回、諮問させていただくものでございます。続きまして、諮問案件説明の資料をご覧ください。それでは、ご説明申し上げます。

○会長 諮問案件資料というのは、補足資料ですか。

○加藤課長 補足資料の1枚目をおめくりください。お願いします。

○山田課長 それでは、ご説明申し上げます。現在、使用しております財務会計システムは、予算編成から予算執行、契約事務に至るまで、当市の財政状況の根幹に関わるものであり、平成22年に導入して以来、同じシステムを利用してまいりました。システムの性能に特段の問題はないために、再リースの検討をいたしましたが、サーバ等のハードウェアの機器メーカーの保守期間が終了しておりまして、業者から万全な体制での保守が難しくなったということもございまして、システム全体の再リースが不可能となりました。そのため、現行の財務会計システムの後継機である新システムを導入し、ハードウェアについては部品等の供給を停止したこと等により、再リースができないことを回避するため、クラウドサービスを利用することで対応することといたしました。クラウドサービスとは、ソフトウェア、

ハードウェアの利用権などをネットワーク越しに、サービスとして提供する方式でありまして、データセンターやその中で運用されているサーバ群をクラウドと申します。そのため、今回導入する予定のシステムにつきましては、取り扱う個人情報を庁舎外で、システム業者が管理することとなります。専門業者による厳重な管理となりますので、安心なシステムと認識しておりますが、この点についてご審議いただきたいと存じます。

それでは、まずシステムの概要についてご説明申し上げます。財務会計システムでは、主に予算編成、契約管理、執行管理、備品管理、財産管理の機能を有しておりますが、このうち、個人情報を利用する機能というものは、契約管理、執行管理、備品管理、財産管理の4つの機能となっております。契約管理につきましては、契約検査に関する事務を行う機能でありまして、対象の範囲は、市と契約関係にある法人の代表者及び事業を営む個人であります。執行管理につきましては、収入・支出に関する事務を行う機能でありまして、対象者の範囲につきましては、収入・支出の相手方となる個人等でございます。備品管理につきましては、各課で購入した備品の管理を行う機能でございますが、対象者の範囲といたしましては、備品の購入元となる個人等でございます。財産管理につきましては、財産台帳を管理する機能でございますが、対象者の範囲は、取得・処分の相手方でございます。現行システムは、本庁舎5階に設置したサーバに、各職員のパソコンで接続して利用しております。サーバは、市がリースしているものでございまして、保守費用につきましては、市が負担しております。

一方、次期システムでございますが、先ほどご説明いたしました、外部のデータセンターに設置いたしましたサーバを利用するクラウドサービスを利用いたします。当市はハードウェア等をリースすることなく、利用するサービスを受けることができます。このように、サーバの設置形態が変更になることから、個人情報取扱事務届出内容につきましては、事務記録形態のところにデータセンターを追加しております。2枚おめくりいただきまして、別紙のイメージ図をご覧いただきたいと存じます。イメージ図というのがあるかと思っておりますけれども。

次に次期システムで取り扱うデータの安全性について、ご説明申し上げます。はじめに、市庁舎とデータセンターを結ぶ通信回線についてでございますが、通信回線の種類によりましては、通常の民間事業者が設置した回線を暗号化技術を用いて高めたVPN回線などがございまして、次期システムにつきましては、地方公共団体を双方に接続した行政専用の通信回線で、高度なセキュリティを維持し、かつ非常に安全性の高いLGWAN回線を使用いたします。またネットワーク機器及びデータセンター側での設定によりまして、他者はアクセスのできない環境、セキュアな環境を構築しておりまして、市とデータセンターの間の通信は、庁内ネットワークの延長とみなすことができるため、オンライン結合については、対象外となっております。

続いて、サーバが設置されるデータセンターの安全性について、ご説明申し上げます。耐震性能は震度7まで耐えられる鉄骨構造となっております。また、火災対応につきましては、超高度火災煙センサー及び不活性ガスによる消火設備、これを有しております。セキュリティ対策については、監視カメラによって24時間体制で実施しております。

最後に、電源対策でございますが、無中断での電源供給を可能としておりまして、非常用発電装置を有しており、72時間の運転が可能となっております。設備概要については、以上でございます。

今までは、庁舎内でサーバと端末の間での処理を行っていたものが、今後はLGWANというインターネットは別のネットワークサービスを介しまして、個人情報をデータ管理する仕組みとなっております。

すので、今回、諮問させていただいたものでございます。LGWANという行政の利用に限られたネットワークを使いまして、データセンターについても、先ほどご説明申し上げましたように、十分な安全性を備えている状況でございます。また、クラウドサービスを利用することで、職員のサーバメンテナンスに掛かる業務の削減やシステムトラブルなどの早期対応を行われるなどのメリットもありまして、今以上に効率的な業務執行ができると考えております。

最後に、詳細な個人情報取扱事務の届出・変更の資料についてでございますが、個人情報保護審議会の資料の中で、3ページ以下に書いてある資料について、簡単に項目だけ拾い出しさせていただきます。6ページにつきましては、各課共通で財政課、会計課ということで、事務の名称として、予算・決算でございます。8ページが総務管財課、検査担当の各課共通事項でございます。契約・検査。10ページにつきましては、各課共通、会計課で、事務名称、収入・支出。12ページにつきましては、会計課で、事務名称、備品管理でございます。14ページにつきましては、各課共通で、事務名称、財産台帳管理でございます。16ページにつきましては、総務管財課で、事務名称、契約に関する事務でございます。18ページに関しましては、検査担当で、事務名称、検査に関する事務でございます。20ページにつきましては、会計課で、事務名称、債主データ管理事務でございます。22ページにつきましては、会計課の所管で、事務名称、備品管理事務でございます。24ページにつきましては、学校教育課で、事務名称が備品管理でございます。26ページにつきましては、総務管財課で、事務名称、財産台帳管理事務でございます。これら、いずれも項目9の処理形態の電磁記録媒体にデータセンターとしたところと、15の備考欄に、財務会計システムの更新に伴いまして、サーバをデータセンターに移行するための変更といたしたところが特徴でもあり、共通事項でもございます。個別の個人情報については、先ほどご説明申し上げましたので、時間の関係上、届出事項の詳細な説明は、省略させていただきます。説明につきましては、以上でございます。よろしく願い申し上げます。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。説明が終了しました。質疑に入りたいと思います。質問等ございましたら、お願いします。私からよろしいでしょうか。サーバを外部にということなのですが、現行システムで運用するものというのは、これで全てなくなるという考え方でよろしいのかということ、今、自前でというか、サーバを持っている市というのは、今まで何市かあったと私は記憶しているのですが、他市の状況についてはどんな状況か、これは分かれば結構なのですが、教えていただきたいと思えます。それから、あとデータの更新の方法なのですが、データのやり取りの中で、バックアップデータとか、いろいろ出てくると思うのですが、そのへんの管理の仕方について、教えていただければと思います。以上3点お願いします。

○小島係長 1点目、市で管理するサーバについてなのですが、ここで財務会計のサーバにつきましては、全てデータセンターに移行しますので、財務会計につきましては、市のサーバで管理するものは、全てなくなるという状況になっています。一部、同じ契約で、今回の諮問の内容にはないのですが、同じ契約でグループウェアのサーバがあるのですが、こちらは従前どおりに市で行いますので、市に残るサーバというのは、ほかのシステムではあるのですが、財務会計につきましては、今回、全て外部に移行するという状況になっております。

2点目の他市の状況ですが、こちら詳細は把握してはいないのですが、全国的な流れといたしましては、サーバにつきましては、なるべくクラウド化して、LGWANタイプに置いて管理をするという流れになっておりますので、ほかの市につきましても、一部、庁舎内にサーバを置いて運用している

という自治体はあるのですが、なるべくクラウドにしてデータセンターで、運用するという流れになっていると認識しております。

3点目なのですが、データの更新についてなのですが、こちらデータの更新がありましたら、その都度LGWAN回線をメール通信をいたしまして、データセンターのサーバでデータを保存する形になっております。データセンターに設置してありますサーバのデータにつきましては、業者がバックアップなどを取っておりますので、万が一の際についても、データの復元というのは可能な状況になっております。以上でございます。

○**会長** 個人データは、どんな形で送るのでしょうか。

○**小島係長** 個人データにつきましても、LGWAN回線で通信をして、直接、職員が使っているパソコンから業者のデータセンターへ通信をして、そのデータセンターのサーバに直接登録する形になっております。

○**会長** ありがとうございます。ほかに、はい。

○**委員** 10月1日から使用できるということなのですが、データ移行については、いつくらいから行われるのですか。

○**小島係長** データ移行につきましても、9月中に、現行のサーバに入っているデータをデータセンターに全く同じデータを移行する予定となっております。9月中に、全ての準備を整えた後に、10月1日から賃貸借契約を開始しますので、全てのシステムが使える形にいたします。

○**委員** データ移行は先に9月中に始めるということなのですが、個人情報取扱事務の届出の変更年月日が10月1日となっているのは、特にそれは問題ないということなのですか、書類上。あくまで使用するのは10月1日で、データ移行は9月中旬ですけれども、この届出自体は10月1日ということで、問題ないでしょうか。

○**小島係長** あくまでも契約上は、10月1日からとなっておりますので、そこは問題ないです。

○**委員** そこは問題ないですね。わかりました。

○**加藤課長** 事務局から補足させていただきますと、本番可動で実際動くのが10月1日ということで、届出は10月1日からとさせていただいております。それまで10月1日に向けての準備期間というのは実際に行われて、9月中にデータ移行はされるようなこととなりますが、契約も全て10月1日からということで、整うようにやっておりますので問題ありません。以上です。

○**委員** わかりました。

○**会長** ありがとうございます。ほかに質問、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、このへんで審議会の意見をまとめたいと思います。「諮問(1)財務会計システムの更新に伴うサーバ設置場所の変更について」につきましては、提案のとおり承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○**委員一同** 異議なし。

○**会長** ありがとうございます。それでは、本件については、提案のとおり承認とします。ありがとうございました。

諮問2

○**会長** 次に、諮問2「市の新たな情報発信手段の追加に伴うオンライン外部結合について」を審議い

たします。担当課の説明を求めます。

○五十嵐課長 企画財政部秘書広報課長五十嵐でございます。どうぞよろしく申し上げます。私からは、市が活用いたします情報発信手段を、新たに追加をさせていただくことに伴いまして、オンライン結合をした上で保有する個人情報データを外部提供する可能性が生じたことから、条例第13条第2項の規定に基づきまして、予め審議会のご意見をお伺いするものでございます。

それでは、内容につきましてご説明をさせていただきます。資料の33ページをご覧ください。まず、オンライン外部提供をする組織の名称及び相手方についてでございますけれども、実施機関は私ども企画財政部の秘書広報課。相手方は、LINE株式会社であります。次に、オンライン外部提供の目的であります。より多くの方に情報を伝えるため、SNS、いわゆるソーシャル・ネットワーキング・サービスでございますけれども、こちらのひとつでありますLINEを活用させていただきまして、行政情報の発信を行いたいと考えているものでございます。次に、オンライン外部提供をする必要性等についてでございます。現在市では、多くの皆様に情報をお伝えする手段といたしまして、ツイッターとフェイスブックという2種類のSNSを既に活用しておりますが、より一層幅広い年齢層の方に情報発信する必要があると認識してございますことから、広く利用されておりますLINEを活用いたしまして、同様に行政情報を発信させていただきたいと考えているものでございます。最後に、オンライン外部提供する保有個人情報データの項目・範囲についてでございます。こちらは顔写真等の映像と考えてございます。なお、個人が識別できる顔写真等の映像を掲載する場合には、対象者の承諾を得た上で行いたいと考えてございます。

続きまして、ページが若干戻りますが31ページをご覧ください。ただ今ご説明申し上げましたLINEの活用に伴いまして、個人情報取扱事務の届出事項に変更が生じますことから、条例第7条第4項の規定に基づきまして、併せて事務の変更のご報告を申し上げるものであります。主な変更点といたしましては、大きな6番、事務の目的の欄に、新たな情報発信手段となりますLINEを付記してございます。また、一番下、15番の備考欄に、届出事務名称の等などにつきましては、LINEを含むものであるというところの言葉を付記させていただいております。

続きまして、補足資料のご説明をさせていただきたいと思っております。補足資料の7ページをご覧ください。こちらにつきましては、LINEを活用した場合の情報発信における個人情報のオンライン外部提供の流れを図式化したものでございます。今後の活用のイメージとしまして、市が主催するイベント等に関しまして、その様子取材いたしまして、LINEを介して情報発信する場合というのを例に捉えてご説明を申し上げたいと思っております。まず左下でございますが、①といたしまして、イベント等の主管課におきましてご参加いただいた市民の方を被写体としまして、個人が識別できるような写真を撮影いたします。その後、そちらの写真のデータをSDカード等のカメラの記録媒体を介しまして、庁内のネットワークの端末にデータを移し、保存させていただきます。上に上がりまして②といたしまして、LINEを使用して情報発信させていただくためには、インターネット上の操作が必要になりますが、庁内のネットワーク端末とインターネット端末は分離されておりますので、写真データを、データ移行用のUSBメモリーを使用いたしまして、端末間を移動させていただきます。右上に上がりまして、③といたしまして、インターネットを経由いたしまして、LINE株式会社のサーバに写真のデータを投稿、いわゆるアップロードさせていただくという形になります。右側に移りまして、④といたしまして、投稿（アップロード）した写真のデータは、市からの情報を受け取るという形で登録をさせていただいた方

の端末に配信されるといった流れになります。以上が、市が活用いたします情報発信手段を新たに追加することに伴いまして、オンライン結合とした上で保有する個人情報等を外部提供することにつきましてのご説明でございます。審議会のご意見を伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。説明が終わりました。何かご質問等がございましたらお願いいたします。

○委員 通常、LINEシステムというのは一方通行の場合もあるではないですか。今回の場合は、友だち登録をしたら、双方向でリアルタイムで対応ができてしまうというか、そういうシステムのLINEなのでしょう。

○五十嵐課長 ただ今のご質疑でございますけれども、おっしゃられるとおりLINEは本来、コミュニケーションツールということで、1対1での会話を楽しむという形になるものと認識してございます。ですが、いわゆる行政で活用させていただく場合に、個人個人の方と1対1での会話というのをリアルタイムでやるというのが非常に難しいところかなと認識してございまして、現状での活用方法といたしましては、ツイッター、フェイスブック、現在活用しておりますと同様に、市からの行政情報を、こちらから発信をさせていただいて、市民の方に受け取っていただくというところまでを考えてございまして、お返事、返答については、現状では考えてございません。こちらのほうでの情報発信のツールとして活用したいと考えてございます。以上です。

○委員 そうすると、友だち登録した人が、市のほうに全部出ているというわけではないということですか。人数だけがわかるような、企業が一般的に使っている一方通行のものを利用するというものですか。

○五十嵐課長 ご指摘のとおり、おっしゃるとおりでございまして、個人の方のお名前等が表示されるような形にはなりません。市からの情報発信だけが画面上で確認できるという形になります。

○委員 では今回の審議というのは、一応その画像とか、そういうところが使われるということで、間違いないでしょうか。

○五十嵐課長 はい。おっしゃられるとおり、今後イベントの情報などをお知らせする際に、今こういった形で賑わっていますよといった画像をやる際に、どうしても市民の方のお顔が写り込む可能性があるということで、その部分での個人情報の取扱いになるかと思えます。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

私から1点、お聞きしたいと思います。市のイベント等のPRのツールということですが、どのようなものを想定しているのか、それが本当に必要なのかなど。必要なのかなというのは、発信の方法として、市民の方にとというのが目的かなと思うのですが、SNSで発信すると、市内どころか全国、全世界に発信されるということになるのですが、そこまで必要なのかなというのが、これを市民にPRするという目的の中で、活用するに至った今までの経緯というのですか、教えていただければと思います。

○五十嵐課長 ただ今のご質疑でございますけれども、おっしゃられるとおり、いわゆる中心になるのはイベントでのご紹介かなと認識してございます。例えば、うまかんべえ祭りが開催される際に、昨年度の賑わいの様子などを事前にPRさせていただくことで、あのような形で盛り上がるのであれば今年も参加しようかと思っていた方が増えることも、期待させていただくところでございます。一方で、

イベントや事業に限らず、昨今やはり災害情報を市から市民の皆様にお伝えさせていただく機会も非常に多くなってございます。例えば避難所の開設のお話でありますとか、そういったこともタイムリーに周知をさせていただく必要があると認識してございます。その際に、現在活用させていただいていますツイッター、フェイスブックに加えまして、より多くの利用者がいらっしゃるLINEを活用することによって、より多くの方にそういった緊急情報をお伝えする、そういったアイテムとしても活用できるのではないかと考えてございまして、SNSのひとつを追加・活用させていただきたいと、そういった趣旨もでございます。以上でございます。

○**会長** ありがとうございます。ふるさと納税のPRも入っているのかな。わからないけれど。やろうと思えばできますね。

○**委員** 因みになのですけれども、フェイスブックとかLINEとかというのは、使用料は無料なのでしょうか。

○**五十嵐課長** 使用料についてはかかってございません。

○**委員** それなら、使えるものはどんどん使ったほうがいいと思います。あともう1点。フェイスブックへは1か月どのくらいアクセスがあるのでしょうか。

○**五十嵐課長** アクセスと言いますか、こちら側からのいわゆる投稿の回数で申し上げますと、昨年度の例で申し上げますと、現在フェイスブックとツイッターを活用しておりますけれども、ツイッターのほうで申し上げますと、昨年度1年間で556回ほど投稿をさせていただいております。1日当たりで換算すると1.5回くらいになるのでしょうか。フェイスブックに関しましては、昨年度は330回ほどですかね。1日1回弱のペースだと思います。ツイッターと同様な活用を考えてございますので、およそ同じ回数になってくるかなと検討しております。以上です。

○**委員** ありがとうございます。

○**会長** ほかにございますでしょうか。よろしいですか。それでは、このへんで審議会の意見をまとめたいと思います。諮問2「市の新たな情報発信手段の追加に伴うオンライン外部結合について」につきましては、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**委員一同** 異議なし。

○**会長** ありがとうございます。それでは、本件につきましては、提案のとおり承認とさせていただきます。どうもありがとうございました。

諮問3

○**川田課長** 生活福祉課長の川田と申します。よろしくお願ひいたします。

○**田中係長** 生活福祉課第2係長の田中と申します。よろしくお願ひいたします。

○**会長** よろしくお願ひします。座ってください。次に、諮問3「日常生活支援住居施設における支援事務の委託について」を審議いたします。担当課の説明を求めます。よろしくお願ひします。

○**川田課長** 35ページをお開きください。今回は、個人情報を取り扱う事務の委託について、条例第10条第2項に基づき、意見を伺うものであります。37ページをお開きください。5、事務の名称は、日常生活支援住居施設における支援事務となります。6、事務の目的は、対象者の日常生活上の課題を支援し、その者の状態に応じた日常生活または社会生活を営むことができるようにすることであり、7、対象者の範囲は、生活保護の被保護者となりますが、今回諮問させていただく案件の対象者につき

ましては、39ページの審議会諮問書の下段8、委託に係る個人情報の項目・範囲に記載されておりますとおり、被保護者のうち、福祉事務所が日常生活上の支援が必要な者として総合的に判断した者となります。37ページにお戻りください。8、記録項目におけるほとんどの情報が対象となります。基本的には、委託先において、本人から面接によって聞き取ってもらう形となりますが、必要に応じ、我々が把握している情報を、電話、或いは書面で提供することとなります。委託先につきましては、各都道府県知事において、無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設として認定した施設であります。契約手続きに関しましては、特段契約書を交わすという手続きではなく、福祉事務所が依頼文を発行し、それに対する回答書を施設からいただくという形でございます。今後人員、運営に関する基準を満たす施設が認定される予定でございます。なお、現在市内に、無料低額宿泊所に該当する施設はありません。委託期日は、令和2年10月1日から利用開始でございます。委託内容は、対象者が、その能力に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、個別支援計画に基づき、家事などに関する支援、服薬管理などの健康管理の支援、日常生活にかかる金銭の管理の支援、社会との交流の促進、その他の支援、及び関係機関との連携調整を行うものであります。9、処理形態は本件において対象外でございます。

補足資料の11ページをお開きください。別添1でございますが、先ほど申し上げた委託内容に関しまして、参考といたしまして、具体的な支援を表でお示したものがこちらとなります。別添1の表の左側の日常生活、健康、金銭、社会生活等を更に細分化し、次の12ページ、13ページの別添2においては、段階的に対象者がどのような状態かを判別し、必要な支援を実施していく事業でございます。以上ご説明申し上げました事務に関し、本事務を委託することについて意見を伺うものでございます。よろしく願いいたします。

○会長 説明が終わりました。ご質問等がございましたら、お願いします。

○委員 今現在は、こういった施設がないということですが、もうすでに準備段階にあるところ、あるいは準備している業者さんなどはすでにあつたりするのですか。

○川田課長 まだ正確な情報が来ていないのですけれども、無料低額宿泊所というところが、東京都に申請をしまして、こちらの認定を受ける形になりますので、まだ認定を受けたという情報がないので、今現在としてはわからないという状況であります。

○会長 よろしいでしょうか。私からよろしいでしょうか。まだ、出てくるか出て来ないかもわからないということなのかなと思います。条件などもいろいろあるかと思えますけれども、これは東京都や市から補助金が出るのかわからないけれども、設置をした場合に、周辺住民の方への配慮という言い方はあれなのですけれども、移民施設のような形で周辺住民が捉えるとか、そのへんのところの、これも情報のひとつとしてあらぬ情報が飛び交うことにならないのかなというのが少し懸念するのですけれども。結局、大阪のほうでも、こういった低所得の方、生活の拠点のない方を宿泊させている施設があるので、そういったところはやはり皆さんの目が、すごくそういう見方をしてしまう。そのへんについては、どうお考えになっているか、お聞きしたい。

○川田課長 今回の日常生活住居支援施設は、基となる無料低額宿泊所というのがあるのですけれども、そちらについては、この度、事前届け出制であるとか、部屋の間取りの関係であるとか、条件が厳しくなっているところがございます。こちらの市内には、そういった施設は、今のところ無料低額宿泊所自体がないのでございますけれども、ある自治体につきましては、東京都などと調整の上、進めていくも

のと思われるところでございます。

○会長 周辺住民の関係についてのお考えというのをお持ちでしたら、聞かせてください。

○川田課長 実際、うちの市内にないもので、うちがどうかというところとは別に、仮に市内にあった場合につきましては、かなり無料低額宿泊所自体の条件が厳しくなっているところでございますので、東京都などの指導もございますので、その点に関しましては、特に問題はないかと思っています。

○会長 どういう表示をするのでしょうか。施設の名称というのですか。どんなものになりますか。

○川田課長 通常のアパートと変わりないような形で、特に大きな形で示すということではないと思われれます。

○会長 こういった種類の施設というものは一見わからないということですか。

○川田課長 はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。

○委員 対象者はどのくらいですか。人数。

○川田課長 今は、無料低額宿泊所というところに入っている方が、うちの市内では十数名ですね。なので、そこからまた日常生活住居支援施設の対象となる人となると、今のところ、はっきりとした数字はわかりませんが、数人程度ではないかと考えております。

○会長 ほかに、ございますでしょうか。よろしいですか。それでは特にないようですので、このへんで審議会の意見をまとめたいと思います。諮問3「日常生活支援住居施設における支援事務の委託について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは、承認という形にさせていただきます。以上をもちまして、諮問案件の審議は終了し、本日の議題は全て終了いたしました。担当課の方、もう結構です。ありがとうございました。

○川田課長 ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。なお、承認となりました諮問につきましては、審議会の意見として「取扱う個人情報、情報漏れがないように十分注意し、適切に管理すること」を付帯意見とし、本日の会議録の承認及び市長への答申につきましては、会長に一任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。

5 閉会

○会長 ほかに何かありますでしょうか。特によろしいでしょうか。特にないようでしたら、これをもって本日の「個人情報保護審議会」を閉会したいと思います。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。事務局から連絡事項等があればお願いします。

○加藤課長 皆様、本日はお忙しいところ、また急な開催にも関わらずお集まりいただきまして、ありがとうございました。長時間にわたるご審議、ありがとうございます。次回の保護審議会についてでございます。次回につきましては、11月4日水曜日の開催を予定しております。次回のご審議につきましても、ご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。